

相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書

令和 年 月 日

笛吹市長 殿

被相続人（亡くなられた方）にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として、次のとおり指定（変更）しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出ます。また、笛吹市税条例第74条の3に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。

相続人代表者 (現所有者代表者)	住所			
	フリガナ			被相続人との続柄
	氏名			
	電話番号		生年月日	年 月 日
※税務課記入 宛名番号 ()				

被相続人 (亡くなられた方)	住所			
	フリガナ			死亡年月日
	氏名			年 月 日
※税務課記入 宛名番号 ()				

(相続人 代表者・ 現所有者 を除く)	氏名	被相続人との続柄	住所
	フリガナ		
	フリガナ		
	フリガナ		
	フリガナ		
	フリガナ		
	フリガナ		

相続登記の有無	済 ・ 手続中 ・ する予定 ・ その他 ()
---------	--------------------------

裏面

<相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の記入に当たって>

固定資産税は、相続の発生時期が賦課期日（１月１日）前か賦課期日後かによって、その取扱いが異なります。

１ 賦課期日後の相続発生に伴う当該年の固定資産税

相続人が納税義務を承継します（地方税法第９条第１項）。

２ 賦課期日前の相続発生に伴う翌年の固定資産税

固定資産税を現に所有している者に課税します（地方税法第３４３条第２項）。

【記入に当たっての留意事項等】

- 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書は、相続人全員の合意の上で作成してください。
- 固定資産現所有者について、期日までに申告がない場合には、法定相続されたものとみなして、法定相続人の方を納税義務者として固定資産税が課税されますのでご承知おきください。現所有者を調査し納税義務者を指定して課税します。滞納になった場合は指定した納税義務者に対して滞納処分を行います。
- 登記簿の名義を変更するには、別途法務局での登記申請が必要ですので、遺産分割協議が整い次第、速やかに登記申請をお願いします。
- 遺産分割協議が整っている場合は、遺産分割協議書の写しを添付してください。
- 相続を放棄している場合は、放棄されていることが証明できる書類を提出してください。